

【甲賀市生活応援クーポン券】よくあるご質問と回答

1. 「甲賀市生活応援クーポン券」とは何ですか？

Q1. 「甲賀市生活応援クーポン券」とは何ですか？

物価高騰の影響を受ける市民の皆さまの生活を応援するため、市内店舗で使用できるクーポン券です。

Q2. いくらもらえますか？

市民1人あたり合計6,000円分を配布します。

内訳は、

全店共通（橙色）クーポン券1冊（500円券を6枚）3,000円分

地元店舗専用（青色）クーポン券1冊（500円券を6枚）3,000円分です。

Q3. 誰がもらえますか？

令和8年4月1日時点で甲賀市に住民登録がある方が対象です。

また、令和8年4月2日から令和8年11月30日に転入、出生の届出を出された方も対象となり、随時お渡しいたします。

2. いつ、どうやって届くのですか？

Q1. いつ届きますか？

4月1日時点で甲賀市に住民登録がある方については、5月中旬から6月下旬頃にかけて順次配送しています。全世帯へお届けするため、6月23日前後が配達完了の見込みです。

なお、4月2日から5月17日までに転入、出生された方には追加で発送し、6月末までに配達完了の見込みです。

Q2. どうやって届きますか？

世帯主様に、世帯人数分をまとめて「ゆうパック」でお送りします。

郵便局員が対面でお渡しします。ご不在の場合は「不在票」が入りますので、保管期限内に再配達の手続きをお願いします。

Q3. 世帯主が単身赴任などで自宅にいない。クーポン券はどこに届きますか？

郵便局の転送サービスを利用されている場合は転送先の住所に届きます。

この場合、市内在住のご家族のもとに直接お送りすることはできませんので、ご了承ください。

Q4. 届かない場合はどうすればいいですか？

配送には時間がかかることをご理解ください。まずは郵便局の不在票が入っていないかご確認ください。6月23日を過ぎても届かない場合は、甲賀市総務課（TEL0748-69-2291）までご連絡ください。

Q5. 不在票の保管期限が過ぎてしまった場合どうすればいいですか？

甲賀市役所3階総務課で保管しております。再送はできませんので、平日の開庁時間（9時～16時45分）内に窓口までお越しください。

詳しくは、[「4-2. 保管期限を過ぎた場合について」](#)を御覧ください。

Q6. 不在票の保管期限が過ぎたので総務課へ受け取りに行きたいのですが、必要なものはありますか？本人以外でも受け取れますか？

本人・同一世帯の方の場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）および不在票をご持参ください。

同一世帯以外の方の場合は、**代理人の本人確認書類と不在票もしくは委任状を必ずご持参**ください。委任状の様式は[こちら](#)に掲載しています。

3. どうやって使うのですか？

Q1. いつまで使えますか？

令和8年6月1日から同年12月31日までです。期限を過ぎると使えなくなりますのでご注意ください。

Q2. どこで使えますか？

クーポン券と一緒に届く取扱店舗一覧※または[甲賀市ホームページ](#)でご確認ください。

※3月末までに登録のあった店舗のみ掲載しています。4月以降に登録された店舗については、随時ホームページに掲載します。

Q3. 橙色と青色のクーポン券の違いは何ですか？使用可能店舗はどうやって分かりますか？

橙色のクーポン券は、取扱店舗全てで利用できる全店共通クーポン券です。

青色のクーポン券は、市内に本店がある事業所及び甲賀市商工会会員の事業所のみ利用できる地元店舗専用クーポン券です。

配付の取扱店舗一覧や甲賀市ホームページで区分を表示しております。

取扱店舗には、ポスターとステッカーをお配りしています。

ステッカーは、その店舗で使用できるクーポン券に合わせたものを、店頭やレジ付近などに貼っていただくこととしておりますのでご確認ください。

Q4. おつりは出ますか？

おつりは出ません。税込み 500 円以上の商品・サービスにご利用ください。

Q5. 何に使えますか？

甲賀市生活応援クーポン券取扱店をご利用いただけますが、以下のものには使えません。

- ・ 債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金・保険料等）。
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い。
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 店舗で独自に利用対象外と設定された商品 など

Q6. なくしてしまったら再発行できますか？

紛失・破損・汚損による再発行はできません。

ただし、クーポン券を受け取った時点で破損・汚損しており、未使用の場合は交換等の対応を行いますので、甲賀市総務課までご連絡ください。

4. その他

・ **クーポン券は、現金とのお引き替え、購入後の返品はできません。**

・ 4月1日以降に亡くなられた方は、基準日（4月1日）時点で住民登録がありますので、返却の必要はありません。